



山武市農業資材等物価高騰対策支援事業

燃料費及び肥料の価格高騰によって生産コストが増加している市内農業者に対し、次期作への意欲の持続と農業者の負担軽減を図るため、山武市農業資材等物価高騰対策支援金を支給します。

1. 対象者（次の①～④のすべての要件を満たす方が支給の対象です。）

- ① 山武市内に住所又は本店を有する農業者であること。
（令和7年6月24日現在。法人の場合は、認定農業者であること。）
- ② 直近の決算における農業収入が50万円以上あること。
- ③ 営農継続の意思があること。
- ④ 市税の未納がないこと。（令和7年3月末日納期分まで）

2. 支給金額

区分	農業収入（令和6年中）	支給額
1	1千万円以上	100,000円
2	300万円以上1千万円未満	50,000円
3	50万円以上300万円未満	20,000円

3. 申請から支給までの流れ

【農業者】

要件に該当する農業者は、支援金申請書（兼請求書）を作成し、**農政課へ提出**してください。

提出方法は郵送、電子申請または持参

電子申請専用フォーム：<https://logoform.jp/form/QQqq/1125948>



【山武市】

申請内容の審査（可否決定）後、指定口座に支援金を振込みます。

※11月下旬の入金を予定しています。



4. 申請に必要なもの

- ① 山武市農業資材等物価高騰対策支援金申請書（兼請求書）
- ② 損益計算書等（直近の決算における農業収入が確認できる書類）の写し
- ③ 振込指定口座の通帳の写し
*原則、申請者と同一名義の口座とし、口座番号・フリガナ・預金者名が明記されているもの

○申請先 山武市役所産業振興部農政課農政係
Tel 0475-80-1211

○申請期間 令和7年9月1日(月)～令和7年10月31日(金)
※必ず期間内に申請されるようお願いします。

